

小坂町建設工事下請負の適正化に関する取扱い

第1 趣 旨

この取扱いは、小坂町が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る下請負の適正化を図るため、元請負人及び下請負人が講ずべき措置その他必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この取扱いにおいて、「下請契約」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する請負契約をいう。

2 この取扱いにおいて、「元請負人」及び「下請負人」とは、法第2条第5項に規定する者をいう。

第3 下請負の当事者の確認

元請負人は、工事を下請負に付そうとする場合において、法第3条第1項第2号の規定に該当するときは、特定建設業の許可を受けていなければならないものとする。

2 元請負人は、当該下請負人が当該下請負に付そうとする部分の工事（法第3条に規定する軽微な工事を除く。）の種類に対応する業種について、法第3条の規定による建設業の許可を受けていることを確認するものとする。

第4 下請負人の選定

小坂町建設工事入札参加者指名停止基準第8の規定により指名停止期間中の者は、公共工事の受注者として不適切であるとされたものであり、下請負人として関与することも妥当ではないことから、これを除いて選定するものとする。

第5 下請契約の範囲

下請契約は、仕事の完成に伴う危険を負担し、施工上の管理をする主任技術者を設置しながら行う請負契約をいう。よって、いわゆる労務提供やオペレーター付き機械提供であって、元請業者から直接指示を受け作業する場合は、仕事の完成に伴うリスクを負担するものではないので、請負契約にはあたらないものとする。

2 請負契約でない場合には、雇用契約が成立しているかについて確認することとし、雇用契約が成立していない場合は請負契約と解し、適正な契約締結を行うとともに、主任技術者を設置し、適切な施工に努めるよう指導するものとする。

第6 一括下請負の禁止

元請負人は、法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により、工事を一括して下請負に付してはならないものとする。

2 次の各号に掲げる事項にあつては、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められる場合を除き、一括下請負に該当するものとする。

- (1) 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- (2) 請け負った建設工事の一部であつて、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

第7 下請負届

下請負届は、その提出を義務付けているものであり、次の事項に留意のうえ取り扱う

ものとする。

- (1) 契約時等に下請負届（様式第1号）を配布し、提出の励行を図るものとする。
- (2) 監督職員は、当該工事現場を調査し、下請契約に該当すると認められる場合は、速やかに下請負届を提出するよう請負者に対し指導するものとする。
- (3) 下請負届を受理した場合は、下請負届審査票（様式第2号）によりその内容を審査し、適当でないと思われる事項については、請負人に対し指導、助言を行うものとする。

第8 重層下請負

元請負人は、下請負人に対して、なるべく当該下請負に付する部分の工事を直接施工するよう指導し、不必要な重層下請負が行われないよう留意するものとする。

- 2 元請負人は、下請負人が他の者に下請負させる（以下「再下請負」という。）必要があると認めたときは、下請負人に対し、書面による再下請負の契約締結、労働災害の防止その他必要な措置をとるよう指導するとともに、当該下請負の契約を含むすべての下請負の状況を把握しておくものとする。

第9 下請契約の締結

元請負人及び下請負人は、法第19条の規定に従い、工事の開始に先立って、建設工事標準下請負約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）又はこれに準ずる内容による下請契約書による契約を締結するものとする。

- 2 元請負人及び下請負人は、やむを得ない理由により前項に規定する下請契約書による契約を締結することができないときは、少なくとも次に掲げる事項を明記した書面による下請契約を締結するものとする。

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工事の種類及び内容
- (5) 工期
- (6) 請負代金額
- (7) 請負代金の支払時期及び方法

第10 施工体系図の作成等

元請負人は、工事を下請負に付すときは、下請負の合計金額にかかわらず施工体系図（様式第3号）を作成するものとする。

- 2 前項により施工体系図を作成した場合は、下請負人が施工を開始する前に、施工体系図（掲示用）（様式第4号）を当該工事現場の見やすい場所に掲示するものとする。
- 3 第1項により施工体系図を作成した場合は、速やかに第9第1項に定める下請契約書又は第9第2項に定める書面及び下請負に付した工事費の内訳書を添付のうえ、監督員に提出することとする。
- 4 元請負人は、下請負人及び下請負の内容に変更があった場合は、前3項に定める内容について、変更が生じる度に行うものとする。

第11 施工体制台帳等の提出

元請負人は、下請契約を締結した場合は、第10の施工体系図に加え、法に定める施工体制台帳を作成し工事現場ごとに備え置くとともに、台帳の写しを監督員に提出す

ることとする。

第12 労働者の使用

元請負人及び下請負人は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1項第3号の労働者派遣事業を行う者から派遣される労働者を同項第2号の建設業務に従事させてはならないものとする。

第13 下請負に係る請負代金

元請負人及び下請負人は、下請契約の締結にあたっては、下請負に係る請負代金について、次の各号に掲げる事項に従った契約内容とするものとする。

- (1) 請負代金額は、当該下請負に係る工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない額でないこと。
- (2) 請負代金の支払時期及び前払金の支払いについては、法第24条の3及び第24条の5第1項の規定に従っていること。
- (3) 請負代金の支払いは、なるべく現金払いとすること。
- (4) 請負代金の支払いを現金払い及び手形払いの併用とする場合は、当該代金に占める現金の比率を高めるとともに、手形期間は60日以内とすること。この場合において、労務費相当分については、必ず現金払いとすること。
- (5) 請負代金の支払いにあたり、現金払いの約定を手形払いに変更し、又は手形期間を延長するときは、これによる手形割引の費用又は増加費用を元請負人の負担とすること。

2 元請負人は、下請負に係る請負代金を手形払いするときは、一般の金融機関による引受けが困難であると認められる手形を交付してはならない。

3 前2項に定めるもののほか、元請負人は、下請負に係る請負代金の支払条件について、工事に係る町長と元請負人との間の請負契約における支払条件にかかわらず、適正なものとしなければならない。

第14 法令の遵守

元請負人及び下請負人は、工事に係る下請負の実施にあたっては、この取扱いのほか、法、小坂町財務規則その他の法令等を遵守するものとする。

第15 町長の指導等

町長は、元請負人又は下請負人がこの取扱いの規定に違反した場合において、必要があると認めたときは、当該元請負人又は下請負人に対し資料の提出を求め、若しくは実地調査し、又は適当な指導助言若しくは是正措置を講ずるよう要請するものとする。

附 則

この取扱いは、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

契約担当者 様

(届出人)

住所

商号又は名称

代表者氏名

下 請 負 届

工事の一部を下請負に付したので、契約事項第7条に基づき届け出します。

工事番号

工 事 名

工事場所

下請負金額合計 円

内 訳

下 請 負 人			下請工事概要	下請負金額
商号又は名称、代表者名	許可番号	主任技術者名		

※ 下請契約書の写し及び下請工事内訳書（様式任意）の写しを添付すること。

(様式第2号)

下 請 負 届 審 査 票

工 事 番 号 _____

工 事 名 _____

元請業者名 _____

下請業者名 _____

項 目	内 容	適 否	備 考
下請契約締結のあり方	標準下請契約約款又はこれに準拠した契約書を使用しているか		
	約款で定めなければならない事項が全て明記されているか		
	下請の施工範囲が明確になっているか（下請工事内訳書があるか）		
契約書上の下請代金の支払い	労務費相当分については現金払いとなっているか		
	法定福利費が内訳明示された見積書の提出を条件に明示し、当該見積書を徴収している		
	手形を併用している場合、手形期間は60日以内か		
	町から前払金のある工事にあつては、下請に前払金を支払うこととなっているか		
	町から部分払があると予想される工事にあつては、下請に部分払することとなっているか		
一括下請負の禁止	工事の全部若しくは主たる部分を下請けさせ、又は独立してその機能を発揮する工作物の工事を下請させていないか（ただし、元請負人の実質的関与が確保できれば可）		
技術者の配置	主任技術者又は監理技術者が適正に配置されているか		
下請業者の選定	指名停止期間中の業者が下請工事を請負っていないか		
	工事の施工について著しく不適当な請負業者ではないか		
	社会保険等未加入業者でないか		
その他	その他建設業法等に違反していないか		

※「否」の場合は、その理由を備考欄に記載するとともに、適正に行うよう指導すること。